

令和2年度

事 業 報 告 書

社会福祉法人 田辺市社会福祉事業団

令和2年度 事業報告書

当社会福祉法人が平成9年に当施設の運営を担当して以降24年が経過しました。この間には、地域住民の高齢者率が高くなり、高齢の方々が日々の生活を営む上で、何らかの課題を持たれている人が多くなってきました。

当法人が営む事業は、田辺市が約50年にわたり、地域の生活困窮者を支援されてきた事業を受け継いで運営を行っており、施設ご利用者に一貫して、安心と安全な生活を提供しています。

平成18年からは介護関係事業を開設し、心身の課題支援に取り組んでおり、さらに、事業体制の見直しを図り、平成30年度から、夜勤職員を配置して、養護利用者に24時間いつでも職員からの介護サービスを提供しています。

また、公設施設でもあることから、市民生活における緊急時（事件・事故・避難等）の、受け入れ施設として、常時機能する使命が課せられていることを認識し、可能な限り対応できるよう、受け入れ体制を整えておくことも重要な責務と認識し対処しているところです。

令和2年度の事業計画検討段階では、次項を主要な課題としていました。

1. 施設サービスを担当する職員については、平均勤務年数10年以上と安定して勤務しており、さらに研修等を通じて、研鑽を重ね過誤の発生することの無いよう努めること。雇用環境については、労働力不足が顕著になっていますが、当法人では、欠員を生じることなく、体制を維持しています。今後は、現職員の年齢構成から考えると、早急に後継層の雇用を図り、知識や経験を積んでもらい、専門職として育ってくれるよう、対処を図ることが求められています。
2. 施設ご利用者に関しては、ご利用者の健康長寿を目標にして、定時の起床や就寝と共に、健康体操を朝夕に実施する等を行っています。また、医療的な取り組みとしては、定期検診の実施や嘱託医による往診、歯科医師の訪問診療等、専門職による診察も続けています。このような施設の関りによって、身体的に安定した生活を営んでいただくよう努めていくことが必要です。
入居者には経済面での格差があり、外出行事の実施等で障害となる場合が散見されますので、計画段階から配慮が必要です。入居前の課題を持たれている方には、専門家の支援を受けて、心労解消に努めています。
3. 介護保険ご利用の有無により、職員の関り度合やサービスの提供に差が発生します。このことにも対応するため、施設サービスとしての機能訓練や趣味

活動に注力し、参加呼びかけを続けることが必要と考えられます。

4. 施設は、開設後20年余が経過し、設備機器や備品に経年劣化現象が多発しています。施設管理者として与えられた環境の中で、入居者支援に支障無きよう、設備機器の点検保守に日々注意を欠かさず取り組むこと。
5. 法人運営は、前年度決算比率で、田辺市からの施設管理運営委託料収入が67.3%と、介護保険サービスの提供報酬が32.7%を取得して、これらを主要な収入として運営を行っています。
一方、支出面では、人件費支出（職員給与等）が約62.1% 事業費支出（給食材料費や光熱水費）が20.5% 事務費支出（委託料等）が17.4% でした。
本年度（令和2年度）も同様の收支比率を予定しています。

事業計画書では課題を解決するための基本姿勢を明らかにしました。

課題解決を行うためには、基本姿勢として、法人の定める、基本理念、基本方針を遵守することが重要です。

☆法人運営理念と年間動向は以下の通りでした。

1. たきの里に「和」を醸成しよう。

施設ご利用者と職員や地域の方々が、安心と安全のための施設づくりに皆さんの気持ちを添えていただきました。

2. 地域に不可欠な施設として存在しよう。

介護保険制度にとらわれないサービスを提供する市域唯一の施設であって、様々な要因の元で、生活に困窮されている方々を支援させていただきました。

3. 利用者に喜ばれる良質なサービスを提供しよう。

月毎に行う処遇会議や、法人運営に関する会議、職員研修会を開催して、サービスの質的向上を図るように努めて来ました。

☆基本方針

多喜を求める人のために役立つ、「たきの里づくり」の気運を高めて、より良い「和の醸成」を行うとともに、たきの里に縁ある人々の志（こころざし）をうまくまじえ、利用者本位のサービスを質高く提供することをめざしてきています。

☆目標（近未来の目標）を3点定め、年間取り組み経過は次の通りです。

○施設利用者の活性化を図る・・適切な処遇の計画と展開・結果の分析

今年度はコロナ対策による様々な行動自粛が求められたため、事業実施は通常の展開が出来ず、制約された中での動静となりました。

入居者の加齢による心身の健康阻害要因を生活歴の中から捉え、処遇の方向を定めています。一例として、入居生活を営む上での課題については、居室変更を行うことで、新たな交流の生み出しと、生活課題の解消を図る等の取組を行いました。

○職員処遇の改善・・・実績の還付・評価・研修育成・適正採用

今年度は拡充された介護職員処遇改善加算を活用して、①介護事業従事者に通常の定期昇給を完全に実施しました。②介護職員処遇改善加算の制度に則り、資格や実績を評価した特別給付金を年度末に支給し職員処遇の改善を図りました。③介護職員処遇改善加算の対象外職員についても、①による法人負担軽減分や法人資金を当て特別給付を行い処遇の改善を図りました。

感染症予防や身体拘束防止、人権保護等の研修会を開催して、職員の育成をおこないました。

法人サービスに支障が出ないように、人事管理に留意して運営しております。

○法人の適正運営・定期業務の実施・収支バランス保持・将来動向の見極め

田辺市から施設の管理運営を委託され、法人は施設の適正管理と事業の適正運営にあたっています。基本は入居されている方々に安全な生活の場を提供することであり、その為には施設管理を適正に行って、故障や傷みによる施設生活への影響を無くすよう、今年度も最大限注力してきました。

経年変化により、耐用年数を超えている機械や設備も多くあり、故障発生時には機械の種類や季節によって施設での生活維持が出来なくなることも想定されます。（自然災害以上の影響が出ます。）

このことに対処するため、資金準備が必要で、収支バランスに留意しながら、入居者生活の速やかな回復が図れるよう怠りなく備えています。

現状課題に対処するため、令和2年度では次のような対処を行いました。

事業計画の骨子

1. ご利用者の健康管理と行動力強化

近年、ご利用者の様態が多様化し、要介護者の増加や認定度上昇が見られ、意思疎通の困難な難聴者や認知症発症者が多くなっています。

転倒による事故報告が多くなっており、骨折事案が発生しています。原因に行動力の低下があり、運動の不足が考えられます。

法人では活動的な行動を推奨し、リハビリ体操に参加を呼びかけ、居室付近の清掃をお願いするなどと共に、外出機会を増やす等の取り組みを行って、集団行動を回避される傾向も見られることから、一工夫した行動支援を計画し実施に移しました。

2. サービス体制の強化

ご利用者へのサービス向上に取り組むために、職員の研修等を適時に開催し、また外部の研修会に参加すること・同業事業者との情報交換によって、職員の資質を向上させ、もってサービスの質的向上に取り組みます。認知症状を示される方もおられ、旧来とは異なった対処が増えてきています。

福祉事業従事者の基礎的資格である社会福祉主事の資格認定に職員を継続的に受講させていて、今年度も1～2名の受講を計画しています。

サービス体制の強化を図り、ご利用者の意向を確認した上でサービスを開設し、あわせて介護報酬の確保に努めます。

3. 防災対策

紀伊半島沖海域での地震発生が予測されています。ご利用者の安全対策のため、施設設備の適正保守に努めるとともに、居室内の家具調度品を安定化していきます。

運動能力の低下しているご利用者が増加しています。緊急時の安全避難を図るため、直近2回の防災訓練では、避難困難者の救出や安全場所への移動を目的とした避難訓練を実施しています。今年度多くの場面を想定した避難訓練を定期的に実施します。

4. 施設の保守管理

施設開設後20年余経過し、老朽化や耐用年数の超過した設備や備品が増加しています。給水給湯設備の不具合が発生し、断水等で直接施設ご利用者の生活に影響することが多くありました。買換・取替・更新等の対処により、ご利用者の安全確保に取り組みます。

たきの里は、生活困窮者の支援という大きな使命を担っていることがあります。ご利用者に安定した生活を継続していただくためにも、施設運営を安

定させ、想定される災害時の危機に向き合うための備えを、平常時から行っておかなければなりません。国県市の防災計画や避難計画を理解し、公的施設として避難者の受け入れも課題になります。事業団相互の応援体制や、社会福祉法人間の応援体制を機能させるべく、組織化が進んでいます。

サービスの適正な展開と共に、課題の解消に努めています。

令和2年度田辺市高齢者複合福祉施設「たきの里」各施設の事業計画を以下の通り定め実行します。

(社会福祉事業)

1. 田辺市社会福祉事業団本部事業について

1. 適切な事業団運営に取組みます。

運営動向を常に把握して分析を行い、結果に適した修正を行います。

制度改定にも対応して健全な運営の維持につとめます。

外部情報は、会議や機関誌等々、あらゆる機会を通じて取得し、事業運営に生かしてまいります。

2. 法人内部の月例報告等を通じて現況を把握し、健全な会計運営に努めます。

3. 法人・施設情報等の公開に努めます。

4. 施設職員の資質向上にむけた研修会を定期的に実施します。

一般研修・・・会計研修・認知症・レクリエーション

人権研修・・・人権研修

5. 人事管理の適正化を図るため、採用から職員育成方法の検討と共に、職責の明確化に取り組みます。

6. 職員 8名 常勤換算 5. 4名

2. 養護老人ホーム「千寿荘」

① 定員 養護老人ホーム 76名及び生活管理指導短期宿泊事業分 2名

② 職員 22名 常勤換算 7. 8名

③ 事業運営計画

養護老人ホームでは、過去の生活スタイルや人生経験の異なる入居者に対応し、充足感に満ちた生活を送っていただけるよう、援助・助言・生活支援・見守りを実行しま

す。また、明るく開放感の有る施設運営・家庭的な雰囲気作りを心掛け、自宅生活と同じ心境で過ごしてもらい、更に日々の生活では協調性・連帯感をもって集団生活を営んでいただけるように留意し、個々の状況に即した役割と自己責任の実行を求めると共に、適切な支援を提供してまいります。

最近特異な行動をされる入居者がおられ、近隣の入居者や職員が行う接遇に影響が及ぶことがあります、都度注意を行いますがその性癖は改めてもらえません。このための気配りや防止対策を検討し実施して、自覚を促したいと考えております。

施設運営計画では、毎月の懇談会開催や、意見箱の設置等により、入居者との垣根を無くすように交流を図っております。それにより問題意識を入居者と共有し、より一層生活がしやすい施設となることを目標にします。

特に流行性・感染性の疾病を持ち込まない・流行させない取り組みに注力します。

③-1 入居者処遇計画作成と実践

入居者の処遇計画作成では、そのもととなる意向把握が十分にできない方も多くなっています。日常生活の記録や経過を見ながら、入居者個人の適切な状況把握に努め、それに見合った身体的・精神的な配慮をして、個別処遇計画を作成します。作成した個別処遇計画に沿って支援を行い、客観性を失わない評価にも心掛けます。四季折々に執り行う季節関連行事や文化活動への参加の呼び掛けを通じて、入所者間の交流を促進します。個々の趣味・特技を活かした創作・文化・クラブ活動を推進して、安らぎと充実感を備えた生活環境を構築し、少しでも活動的な生活状況にしていきます。

③-2 家族交流

入居者の親族との連携を密にする為に、親族が入居者の適切な状況把握ができるよう、所要の報告や行事活動等の情報提供を行ないます。

③-3 在宅生活移行支援

福祉施策が在宅サービスに向いていることから、生活力の回復が確認できれば、入居者の意見・意欲・能力を鑑み、地域生活への移行を支援します。

③-4 施設生活支援（嘱託医健診、千寿荘体操竹踏み体操）

加齢に伴い、何かと不自由の増加が顕著な入居者に対応した、健康の維持促進に努めます。そのため、体力の維持増強を目的とした機能訓練（千寿荘体操・竹踏み体操・リハビリ体操）を実施します。また、嘱託医の受診機会を週1回の割合で設け、生活習慣病・感染症の予防・改善に寄与致します。その為にも個々の状況に即した食事環境を提供し、食事面でも常に楽しみを提供できるよう努めます。

③-5 介護保険利用支援

要介護認定を受けている方々には『特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護サービス』を適切に利用していただけるよう支援します。

④日課・・・つかず離れずの感覚で確実に実施します。

起床時	安否確認 更衣確認 介助 洗面 排泄
朝食時	朝食摂取 口腔ケア 服薬確認
健康管理	体温・血圧測定 竹踏み体操 通院 入浴 居室清掃
昼食時	昼食摂取 口腔ケア 服薬確認
午後	レクリエーション クラブ活動 竹踏み体操 外出届 出金依頼
夕食時	夕食摂取 服薬確認
就寝時	更衣確認介助 排泄 就寝確認
深夜帯	巡回安否確認 介助

⑤その他

行動範囲が相対的に狭くなっていますので、活動の活性化のため、歩行訓練や屈伸等の筋力維持を目標としたリハビリ体操や機能訓練に参加を呼びかけます。

3. ケアハウス「神島」

- ① 定員 15名
- ② 職員 3名 常勤換算 2. 2名
- ③ 事業運営基本計画

近年の利用者像は自立した入居者が減少し、介護サービスを利用される方が多くなっています。「幻覚」を訴える方や「物の無くなり」を訴えられる方も少なくなく、個別ニーズから、意見や要望に添って、柔軟に対応することや、少人数である事をメリットとして活かし、利用者の自主性、相互扶助精神を大切にした雰囲気作りに努めています。

利用者が自立した生活ができるだけ続けられるように、気軽に相談に応じ、利用者ごとの個別処遇計画にそって個別処遇を実施するとともに、事後の評価を行います。

要介護認定を受けた利用者には、円滑なサービス利用が図られるように支援します。

利用者の健康の維持増進のため、定期の健康検査や生活習慣病の予防と改善を考え、生活維持能力の増進のために、機能訓練参加を呼びかけます。

また、個々の状態に合わせて、デイサービス事業所の活用等で、利用者が楽しみに出来る日課を組み込み計画実施します。

④日課

起床時	安否確認 更衣確認介助 洗面 排泄
朝食時	朝食摂取 口腔ケア 服薬確認
健康管理	体温・血圧測定 竹踏み体操 通院 入浴
昼食時	昼食摂取 口腔ケア 服薬確認
午後	レクリエーション クラブ活動 竹踏み体操 生活相談
夕食時	夕食摂取 服薬確認
就寝時	更衣確認介助 排泄 就寝確認
深夜帯	巡回安否確認 介助

4. たきの里地域福祉交流センター

たきの里と地域住民との交流の場として、積極的に視察研修等を受けいれるとともに、資格取得実習者についても受け入れていきます。また、知的障害者の社会参加と就労の訓練の場となっている、福祉ショップの運営に対しても支援します。

たきの里地域福祉交流センターでは、和歌山家庭裁判所からの委託により、非行で補導された少年へのボランティア体験を受け入れます（「補導委託」）。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年の最終的な審判を決定する前に、社会福祉施設や民間のボランティア等に、非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうという制度をいいます。当センターでは、指導職員の観護のもと、少年に社会福祉施設でのボランティア活動（施設周辺の美化清掃、利用者の日常生活の手伝い、レクリエーション活動など）を体験させています。活動中は、少年に仕事の内容を教えるほか、生活習慣や社会人としての心構えなどについての指導もおこなっております。活動参加を通じて、少年が多くの人とふれあい、家族や他人との付き合い方を見つめ直し、非行から立ち直るきっかけづくりになればと考えております。

また、教員養成大学校の学生に対して、福祉体験学習の場として事業所を提供し、体験学習の支援を行います。

(公益事業会計)

5. 居宅介護支援事業

① 職員 1名（専従1名）

② 事業運営基本計画

利用者の心身機能、活動（生活）、参加（人生）を理解し、十分なアセスメントを行い、それによって生活障害の改善が図られたかのモニタリングも確実に実施しサービス事業所や行政等との連携、調整を図ります。

更に、利用者に対しての質の高いサービス提供が行えるよう介護支援専門員の資質の向上に努めます。

③目標

○居宅介護支援事業の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者・家族に対しサービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

○専門職としての、業務を的確に行えるよう内外的な研修会にも参加し、資質向上に努める。

○利用者、家族、医療機関、サービス事業者との連携を密にし、利用者本人に最も適切な支援を継続的かつ計画的に行っていく。

○苦情処理体制については、利用者、家族が安心してサービスを受け入れられるよう、不満や苦情に迅速かつ適切に対応する。

④月例事業計画

- ・相談支援、個別訪問、ケアマネジメント（課題分析→介護計画作成→評価）
- ・担当者会議、給付管理業務、各種サービス等申請代行

⑤居宅介護支援事業所の経営

高齢者生活の質的改善を図ることや、希望されるサービスを利用するため、重要な任務を担うところであるが、事業所の多くは介護事業運営法人に所属している現況がある。当事業所は介護事業所に属さず、純粋にプラン作成に当たれるところではあるが、運営採算的には課題がある。運営方針の検討が重要な課題である。

6. 特定施設入居者生活介護

(養護老人ホーム千寿荘特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業)

① 定員 44名

② 職員 26名 常勤換算 19.3名

③ 事業運営基本計画

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の基本業務として、以下の生活介護支援を実施します

ア) 利用者ニーズの把握と生活相談

イ) 介護サービス計画の作成

ウ) 安否の確認

エ) 契約による介護サービス事業者のサービス提供体制の確保

利用者が要介護状態、要支援状態となった場合においても、その心身の状況や、置かれている環境等に応じて、利用者やその家族の意向を基に、必要な支援を行います。サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの、緊密な連携を図り、適切かつ円滑に、総合的な介護サービスが提供されるように努めます。

職員による夜勤2人体制で夜間の介護サービスに取り組んでいます。旧来からの宿直及び夜警担当者についても変わりなく配置し、サービスの充実を図ります。

介護保険による報酬で、体制強化を図ったことにより、新たな加算算定が取得可能となる場合があります。職員の同意のもと加算取得に取り組みを進めます。

特定施設における、未契約空室や契約者が入院された場合等の空室利活用を行い、短期的に支援者不在となった時の要介護者受け入れや、緊急避難者の受け入れについて、短期利用特定施設を事業化するための諸手続きを早急に進め、施設利活用の増進に努めます。

長年給湯配管からの漏水が多発していましたが、平成29年度から田辺市の事業により、給湯配管の部分改修を進めていただき、給水ポンプについても更新が図られたことや、今年度内でも1次給湯配管の緊急改修を実施していただいいたことにより、劇的に事案が解消されました。

しかしながら、他にも、給湯ボイラーや冷暖房機のほか、照明器具関係、火災報知器関係、受変電装置等の機能劣化又は補修部品の製造中止があり、一度故障が発生すれば長期にわたり機能停止が続くと懸念されます。建物外壁の補修も推奨期限から2倍以上経過しており、非常な危険要因を抱いています。

今年度は新型コロナウイルス感染に対する防御に年間を通して取り組みました。幸い施設関係者からは感染者を出すことはありませんでしたが、入居者の皆様方には感染防止のため、外出を禁止させていただき、又、ご家族の方々との面会についても強く制限をさせていただきました。

このような入居者への行動制限を行ってきた中で、筋力の低下傾向が表れ、転倒事案が発生して、入院治療をされる方がでています。

開催時には30人～40人が集まられ、体幹や手足の筋力保持に頑張っていました。このほか、春夏秋冬の季節に合わせて、レクリエーション活動も都度実施しました。平準化を図れるよう注力します。